

秋田県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

令和3年7月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定 面 積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
潟上市		昭和豊川 上虻川	大沢	172番21	43,317	4.3317	4.3317	干害の 防 備

（「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課並びに秋田県秋田地域振興局農林部及び潟上市役所に

指定施業要件			
立木の伐採方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採することができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

備え置いて縦覧に供する。)